

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和2年3月31日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「嘱託員等」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等」に改める。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第13号中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則の廃止)

第3条 生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則(平成5年12月生駒市教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。